

栃木市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果の報告を次のとおり公表します。

令和2年10月9日

栃木市監査委員 藤沼康雄

栃木市監査委員 入野登志子

1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）

2 監査の期間 令和2年8月7日から令和2年8月26日まで

3 監査の対象 財務部

管財課 財政課 行財政改革推進課 市民税課

資産税課 収税課

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
- (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
- (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
- (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有效地に機能しているか。
- (5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
- (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

5 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひよう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

6 監査の結果

(1) 総括

1から5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

(2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

(3) 指導事項

ア 現金取扱事務について

各種証明書の郵送申請の際、手数料として納付される定額小為替の取扱いについて、申請件数と保管している定額小為替に誤りはないかどうかが確認できる帳簿類を備えておらず、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているとは認められない。

(市民税課)

以上の項目について、措置状況の報告を求めるので、改善のための措置（再発防止策を含む）を検討していただきたい。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

(4) 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。